

第2回 西脇市子ども・子育て会議基準等検討部会 議事録

日時	平成26年 7月25日（金） 15時30分～16時45分
場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター 会議室 1
参加者	<p>小崎委員（部会長）、松尾委員、萬浪委員、榊田委員 芹生委員、岡本委員</p> <p>事務局：清水児童福祉課長、東学校教育課長、 松本教育研究室長、今村生涯学習課長、 鈴木児童福祉課長補佐、村上生涯学習課主査</p>
議 事	<p>(1) 保育の必要性の認定における「保育時間の区分（保育の必要量）」及び「優先利用の事由」について</p> <p>(2) 子ども・子育て支援新制度施行に係る条例等(案)の制定について</p> <p>(3) その他</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 資料 1 保育の必要性の認定について①②③ ・ 資料 2 - A 西脇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について ・ 資料 3 西脇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について ・ 資料 4 - B 西脇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について ・ 資料 5 西脇市子ども・子育て支援法施行規則第1号の市が定める時間を定める規則の制定について ・ 参考資料 1 子ども子育て支援法施行規則 ・ 参考資料 2 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例 ・ 参考資料 A 国基準県条例比較表 (家庭的保育事業等) ・ 参考資料 B 国基準県条例比較表 (放課後児童)

1. 開会

2. 議事

(1) 保育の必要性の認定における「保育時間の区分（保育の必要量）」及び「優先利用の事由」について	
部会長	事務局から提案願いたい。
事務局	●資料1「保育の必要性の認定について①②③」をもとに、保育下限時間以外の部分については、規則制定をしない旨を説明
部会長	保育の必要性の認定における保育時間の区分、保育の必要量及び優先利用の事由について説明があったが、ご質問や確認したいことがありますら、ご発言ください。
委員	子どもは月に何時間いるのか。これから保育する時間を決めていくということか。
事務局	<p>国の規則では、保育の標準時間については、1月あたり平均275時間まで、1日当たり11時間までに限るとなっている。11時間×25日で275時間。25日間の想定となっている。</p> <p>短時間については、1月あたり平均200時間まで、1日当たり8時間までに限るとなっている。これも25日間で計算すると月200時間となる。この区分を2つに分けて標準時間と短時間の使い分けをなさいとなっている。</p> <p>保護者の就労時間だけではなく、病気の看護や産前産後など様々な事由で保育が必要と判断されている。これと保育時間との関係は、様々なパターンがあるので、国からの通知等により、運用のガイドライン的なものが示されると聞いている。</p>
委員	保育の必要性の認定は、就労などの理由と時間区分で認定するのか。
事務局	資料のとおり、事由と保育必要量と優先利用を考慮して保育認定する。保育の必要量は、標準時間と短時間の2つの区分があり、それによって、給付単価が違ってくる。
部会長	<p>今回の制度の大きな改正点は、事由のところでも今までの保護者の就労の有無から求職や就学などが加えられた。求職に関しては、母親が働きたくてもハローワークに行けば子どもは、どうするのといわれる。結局子どもを預けるところがないということに対応していくことになる。事由では、育児休業なども継続してできるようになり幅が広がっている。</p> <p>労働は基本的には、8時間とかある程度決まっているが、就学など、時間の上限がきっちりと把握できかねる。1日10時間勉強するとい</p>

	<p>われたらどうするというのがでてくる。</p>
委員	<p>前回の資料の中にもあったが優先利用のところで4番目の虐待・DVというのがあるがここがよくわからない。実際こういう事案は保育で対応するものなのか。本来ならば、保護者から離して保護するという考え方になるはずだが、このあたりの解釈はどのようにしたらよいのか分からない。</p>
事務局	<p>虐待のおそれがあることなので、例えば、虐待通報があった場合は、現場での安否確認に行っている。その場合、多くは、目の前で虐待行為があるわけではない。また、傷の確認ができないこともある。そういった通報があった子どもを見守りながらできるだけ、第三者の目が行き届くようにするため、保育所入所を優先的に実施する。</p> <p>保護者自身が虐待していますから入れてくださいということではない。優先利用を考える中で、優先利用の順位が少しあがるということ。</p> <p>近所の人から通報があった場合、本人には言わないが、保育所等で見守るという考え方である。</p>
部会長	<p>虐待には、1から100までバリエーションがある。</p> <p>ネグレクトという養育放棄も想定されていると思われる。</p> <p>日本の場合、社会的養護が児童養護施設や乳児院に入るということしかない。その手前で、例えば、保護者が精神疾患で朝起きられないなど養育がきちんとできない人がいるが、児童養護施設に入れるほどではない。そういう場合に保育所でかなり手厚い保護をしていくとともに、ケースワーカー等が親御さんの支援をし、地域での生活ができることを想定している。</p> <p>恐らく、今このような人たちが増えているということで優先率がかなり高い。</p> <p>養育放棄などが見つかった場合に、要保護の対応、家から離すことが難しい。また、日本では、親権停止制度ができたが、それでも親権の扱いが難しい。</p> <p>施設入所措置や親権停止・はく奪など極端な手法しかないなので、なんとか保育所で対応してほしいということになってきていると考える。</p>
委員	<p>理解できた。</p>
部会長	<p>では、次の議事に移る。</p> <p>(2) 子ども・子育て支援新制度施行に係る条例等(案)の制定について、事務局から説明願いたい。</p>

(2) 子ども・子育て支援新制度施行に係る条例等(案)の制定について	
事務局	●資料2-A「西脇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、資料3「西脇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、資料4-B「西脇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、資料5「西脇市子ども・子育て支援法施行規則第1号の市が定める時間を定める規則の制定について」、参考資料1「子ども子育て支援法施行規則・参考」、資料2「西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例」、参考資料A「国基準県条例比較表(家庭的保育事業等)」、参考資料B「国基準県条例比較表(放課後児童)」をもとに説明、提案。
部会長	ただいま、事務局から、(2)の子ども・子育て支援新制度施行に係る条例等(案)の制定について説明があったが、ご質問や確認したいことがありましたら、ご発言ください。
委員	資料の4-Bですが、児童の集団の規模と施設設備のところでも前回も子どもの人数や広さについて、現状はということで今回説明があったと思うが、この努力義務は、どれくらいの期間、いつ頃までを目途としているのか、事務局として何か案があるのか。
事務局	最終は、平成32年度を目標に考えている。
部会長	5年くらいという計画か。
事務局	そのとおり。
部会長	この2つ(児童の集団の規模と施設設備)が、現状、国の基準を少し満たしにくい状況にあるということで、経過措置をもうけるということでよいか。
事務局	そのとおり。現在の学童保育室では、1.65㎡という面積については少し厳しいところもあるが、それについても、まだ、経過措置の中でどのような動きになっていくかは不透明。そのあたりを踏まえての5年間経過措置と考えている。 あと、概ね40人というところですが、これについても既存の部屋については1.65㎡を計算した時に40人というきっちりとした数字ではなく、それよりも多かたり50人ぐらいになってしまったりということがあつた。そのへんについても県に照会したところ集団として40人規模ということで考えればと。それについて、省令にでていことも確認をしている。
委員	平成32年を目途にということであつたが、5年間の中で具体的な計画があるのか。あれば、その具体的な予算案、例えば、職員配置

	<p>をするための予算案や施設設備を満たすための予算というのは、計画の中に入っているのか。</p>
事務局	<p>当然、この基準は、5年先に達成したらいいというものではなくすみやかに達成すべきものと考えている。必要があれば、今年度の12月の補正予算でも要求をしていく、また、児童の急激な減少など、長期的にみて、新たな整備が将来的に不要となるようなことがあれば、工夫をして対応していきたいと考えている。</p>
部会長	<p>本部会としましても、子どもの動向を見極め、概ね5年以内での改善が望ましいということが前提であり、それから5年を超えて現状が維持されることがないようにお願いします。それと先ほど発言のあったとおり一連の対応として予算措置など、できるだけ前向きな対応をしていくことをお願いしたい。</p> <p>県では、4人以上9人未満という小規模の学童保育制度を進めている。新たな制度を活用されることで学童保育の問題解決をしていく方向である。</p> <p>恐らく、全国で、新制度の中で学童保育の問題が今、1番大きな問題で正直解決が難しい問題であるというふうに思う。ぜひ前向きにご検討をお願いしたい。</p>
部会長	<p>あと、暴力団の条項があるが、今は当たり前かなと思っていた。先日、大阪府で暴力団員が民生委員をやっているという事案もあった。昔では、ちょっと考えられなかった事案もあるのでやはりこの条項は、重要であると改めて近年の動きを見て感じた。</p>
委員	<p>学童保育で国の基準は40人以下という話であったが、制度的にこれは問題ではないのか。</p> <p>それとあわせて施策の部分は見方によっては国の基準をある程度拡大解釈して従うところを心配するがどうか。</p>
部会長	<p>制度的にこの文言等は問題ないのか。</p>
事務局	<p>制度的には問題はないと思っている。この資料作成は、総務課の法制担当とも調整したもので、結局概ね40人以下というのが集団として認められるのであれば、それは国の基準を準用していいのではないかという話もあった。</p>
部会長	<p>現状では、70名くらいのところもあると聞いているが。</p>
事務局	<p>部屋としては、70名。集団としてわける場合の指導員の数は満たしている。</p>
部会長	<p>最低基準は、全国統一でそれ以上下回らないという大前提の基準であるので個々の努力あるいは工夫ということが必要になってくる。</p>

委員	その場合に、皆が納得できる説明が必要になってくると思う。
部会長	例えば、認定こども園の保育教諭も5年間くらいの猶予がある。スタートの段階できちんとできることが望ましいと考えるが、経過措置は、緊急避難的なものなので、5年を1つの目安としてほしい。他の説明は、大丈夫か。
事務局	今、大きな部屋で70人ほどの学童保育をしている現状があるが、例えば、学年や地域など何らかのグループでクラス分けをして担当する指導員を明確に定める。それが1つの部屋の中で、概ね右と左で活動するというような状況を仮に考えれば、成立すると考えている。 そのような70人をクラスに分けて指導の責任者もきちんと決めてクラス分けというのは可能と考えている。
部会長	わかりました。 各基準とも、兵庫県基準と同様に非常に高い基準で対応していくということだが、こうなった場合、事業者側である施設の方は大丈夫か。この国基準は、さほど負担になるわけではない。ある程度は一般的にはされているようなことで過度な負担になるようなことはないかなとは思っている。 県の基準の1つでは、調理師、栄養士の配置が独自基準としてある。県内の保育所は調理師あるいは栄養士どちらか配置されている。 新しく参入されるところがこの基準になっていく。国としては、民間が参入しやすいようにという思いもあるが、あまりハードルが高すぎると参入しにくくはなるが、この基準が、高すぎるとすることも考えにくい。
委員	例えば、事業所内保育所で、系列の施設に調理師、栄養士の職員がいる場合、兼務というかたちがとれれば問題ないと思う。 このあたりは、クリアできると思う。
部会長	他にご質問ご意見等ないか。
委員	研修の機会を設けるということがこの基準の中に入ってきているが、例えば、研修に出席した職員が1人出た場合、補充するもう1人の職員の予算があるのか。
事務局	現在、人的補充の予算措置はない。保育施設に関しては研修費の補助金は出している。 もう1つ西脇市としては、認定こども園化に向けて動いているところであり、特に、幼児教育部分の研修が多く費やされることが想定され、現場が人的に手薄になる。担当としては、補助制度の創設

	<p>を考えなければならない。</p> <p>課題ではあるが、予算折衝の関係もあるので、現時点で、明確にやるとは言えない。</p>
委員	<p>職員の方の研修費というのももちろんだが、目の前に子どもたちがいるので、安全ということを考えたときに重要になってくるかなと思う。</p>
部会長	<p>特に、小規模の場合、人数が非常に少ない中で研修に人が出せないということも施設の現状としてある。</p> <p>細かなことを条例の中にすべて入れるのは難しいので委員会の意見としてとりあげていただければと思う。</p> <p>他、何かありますか。</p>
委員	<p>説明のあった内容で条例・規則案については問題ないが、過去からの経験として条例や規則で定められたら行政指導型の言い回しになって「こう決まっているからその要望はできません」というようなことがでてくる。なので、こと細かく条例・規則に定めることはできないまでも、運用の中で行政指導型または施設指導型で物事を考えるのではなく、保護者・子どもを中心に、また、家庭の状況や地域の状況等を十分加味したなかで運用していただきたい。</p> <p>定める分についてはこれで十分大丈夫だと思う。運用についてひと言お願いをしておきたいと思った。よろしくお願いします。</p>
部会長	<p>本当に貴重な意見だと思う。</p> <p>この制度自体が言われたことが本筋ですが、先に作ることが、とにかく走らないといけないという中、忘れがちになるので、今のようなご意見はありがたいと思う。</p> <p>このあたりも部会の附帯意見として、扱っていただきたいと思う。</p> <p>新制度は、誰も経験していないのでふたをあけてどうなるか、まだまだ不透明な部分もあるので関わった人たちがそういう意識を持って実行できるように。</p> <p>先週報道があった認定こども園の全国で25%くらいがもうやめたいという意向を言ってきているとかで根幹がゆらいでいる部分もある。</p> <p>そういう意味では委員の皆様方もこれでおしまいではなく、行く末を見守っていただいたり、アドバイスいただければと思う。</p> <p>それでは、県基準を参考とした条項の追加、暴力団排除条項の追</p>

	<p>加、資料４－Ｂの経過措置を盛り込んだ、資料２－Ａ、３、４－Ｂ、５を条例素案の方針を承認し、子ども子育て会議に報告をしてよろしいか。</p> <p>挙手をお願いします。</p> <p>ありがとうございます。全員一致で承認とさせていただきます。</p> <p>それでは、議事の最後になるが、(3) その他として、事務局から提案いただく議案等はあるか。</p>
(3) その他	
事務局	<p>●次回の説明</p> <p>次回、9月中旬から10月中旬を目途に本部会を開催し、今後、平成27年度4月1日に施行予定となる規則等の検討をしたい旨を説明。</p>
部会長	<p>何かご質問等はないか。</p> <p>ないようなら、本日の議事は、すべて終了した。</p> <p>それでは、事務局へお返しする。</p>

3. 閉会